

議案第 4 9 号

さいたま市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

さいたま市障害者施策推進協議会条例（平成 1 5 年さいたま市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>さいたま市障害者政策委員会条例</u></p> <p>（趣旨） 第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき、<u>さいたま市障害者政策委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織） 第 2 条 <u>委員会</u>は、委員 2 0 人以内をもって組織する。 2 [略]</p> <p>（委員長） 第 4 条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>を置き、委員の互選により定める。 2 <u>委員長</u>は、会務を総理し、<u>委員会</u>を代表する。 3 <u>委員長</u>に事故があるときは、あらかじめ<u>委員長</u>が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議） 第 5 条 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>の会議を招集し、その議</p>	<p style="text-align: center;"><u>さいたま市障害者施策推進協議会条例</u></p> <p>（趣旨） 第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、<u>さいたま市障害者施策推進協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織） 第 2 条 <u>協議会</u>は、委員 2 0 人以内をもって組織する。 2 [略]</p> <p>（会長） 第 4 条 <u>協議会</u>に<u>会長</u>を置き、委員の互選により定める。 2 <u>会長</u>は、会務を総理し、<u>協議会</u>を代表する。 3 <u>会長</u>に事故があるときは、あらかじめ<u>会長</u>が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議） 第 5 条 <u>会長</u>は、<u>協議会</u>の会議を招集し、その議長</p>

<p>長となる。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 <u>委員会</u>の庶務は、保健福祉局において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が<u>委員会</u>に諮って定める。</p>	<p>となる。</p> <p>2 <u>協議会</u>は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>協議会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第6条 <u>協議会</u>は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 <u>協議会</u>の庶務は、保健福祉局において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>協議会</u>の運営に関し必要な事項は、<u>会長</u>が<u>協議会</u>に諮って定める。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第2条第2項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に従前のさいたま市障害者施策推進協議会の会長である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後のさいたま市障害者政策委員会条例第4条第1項の規定により委員長として定められたものとみなす。

（さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部改

正)

4 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成23年さいたま市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(計画の策定等)</p> <p>第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定める<u>さいたま市障害者政策委員会</u>（次項及び次条において「<u>政策委員会</u>」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。</p> <p>2 <u>政策委員会</u>は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。</p> <p>(市民相互の意見交換等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により交換された意見を<u>政策委員会</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(計画の策定等)</p> <p>第6条 市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画を策定するとともに、毎年度、別に定める<u>さいたま市障害者施策推進協議会</u>（以下「<u>推進協議会</u>」という。）に当該計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。</p> <p>2 <u>推進協議会</u>は、前項の規定による報告に対して意見を述べるものとする。</p> <p>(市民相互の意見交換等)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定により交換された意見を<u>推進協議会</u>に報告しなければならない。</p>